

まん延防止等重点措置期間延長に伴う 地域集会室のご利用について

新型コロナウイルス感染まん延防止等重点措置期間の延長に伴い、引き続き下記の要領でのご利用をお願い致します。
※状況に応じて、内容を変更、延長等させていただく場合があります。

1 利用時間

午前9時から午後9時まで（午後10時までの延長利用不可）

2 酒類の持ち込み、飲食を伴う利用については、3密の回避、換気、会話する際のマスク着用等基本的感染防止対策の徹底をお願い致します。

3 適用期間

新型コロナウイルス感染症まん延防止重点措置期間中
（令和4年2月14日（月）から3月6日（日）まで）